

宇宙航空研究開発機構業務実績評価における各府省の評価項目

評価項目		JAXA内部評価				JAXA説明者	各府省担当評価項目			
		平成28年度業務実績		第3期中期目標期間 終了時見込業務実績			内閣	総務	文科	経産
		評定	(評価調書 ページ)	評定	(評価調書 ページ)					
I.1.	(1)衛星測位	B	A-1	A	A-1	館技術参与	○	○	○	
I.1.	(2)衛星リモートセンシング	B	A-6	B	A-6	館技術参与	○	○	○	
I.1.	(3) 衛星通信・衛星放送	B	A-11	B	A-10	館技術参与	○	○	○	
I.1.	(4) 宇宙輸送システム	S	A-16	S	A-13	布野理事	○	○	○	
I.1.	(5) その他の取組	B	A-33	A	A-26	山本理事	○	○	○	
I.2.	(1)衛星測位	B	B-1	A	B-1	館技術参与	○	○	○	
I.2.	(2)衛星リモートセンシング	A	B-6	S	B-6	館技術参与	○	○	○	
I.2.	(3) 衛星通信・衛星放送	B	B-43	B	B-33	館技術参与	○	○	○	
I.2.	(4) その他の取組	B	B-52	B	B-39	山本理事	○	○	○	
I.3.	(1) 宇宙輸送システム	S	C-1	S	C-1	布野理事	○	○	○	
I.3.	(2) 宇宙科学・探査※	A	C-20	A	C-15	常田理事	○	○	○	
I.3.	(3) 有人宇宙活動	A	C-62	S	C-45	浜崎理事	○	○	○	
I.3.	(4) 宇宙太陽光発電	B	C-78	B	C-60	今井理事	○	○	○	
I.3.	(5) 個別プロジェクトを支える産業基盤・科学技術基盤の強化策	A	C-81	A	C-63	今井理事	○	○	○	○
I.4.	航空科学技術	S	D-1	S	D-1	伊藤理事			○	
I.5	(1) 利用拡大のための総合的な取組	B	E-1	A	E-1	山本理事	○	○	○	○
I.5	(2) 調査分析・戦略立案機能の強化	B	E-11	B	E-9	山本理事	○	○	○	○
I.5	(3) 基盤的な施設・設備の整備	B	E-14	A	E-13	館技術参与	○	○	○	○
I.5	(4) 国内の人的基盤の総合的強化、国民的な理解の増進	B	E-24	A	E-21	坪井理事	○	○	○	○
I.5	(5) 宇宙空間における法の支配の実現・強化	A	E-38	A	E-33	山本理事	○	○	○	○
I.5	(6) 国際宇宙協力の強化	A	E-45	A	E-39	山本理事	○	○	○	○
I.5	(7) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進	A	E-53	A	E-47	山本理事	○	○	○	○
I.5	(8)情報開示・広報	A	E-58	A	E-52	坪井理事	○	○	○	○
I.5	(9)事業評価の実施	B	E-69	B	E-60	山本理事	○	○	○	○
II.1.	内部統制・ガバナンスの強化	A	F-1	A	F-1	山本理事		○	○	
II.2.	柔軟かつ効率的な組織運営	B	F-16	A	F-13	坪井理事		○	○	
II.3.	業務の合理化・効率化	B	F-19	A	F-18	山本理事		○	○	
II.4.	情報技術の活用	B	F-25	B	F-23	山本理事		○	○	
Ⅲ～Ⅶ	財務内容の改善に関する事項	B	G-1	B	G-1	坪井理事		○	○	
Ⅷ.1.	施設・設備に関する事項	B	H-1	A	H-1	坪井理事		○	○	
Ⅷ.2.	人事に関する計画	B	H-3	A	H-4	坪井理事		○	○	
Ⅷ.3.	安全・信頼性に関する事項	B	H-7	A	H-7	宇治野技術参与		○	○	

※うち、「①大学共同利用システムを基本とした学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。

研究開発に係る事務及び事業に関する評価

S:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
A:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
B:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
C:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
D:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

研究開発以外の事務事業に関する評価(Ⅱ以降)

S:法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A:法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)より抜粋